

## 通知

- (1) 周術期口腔機能管理料(Ⅰ)及び周術期口腔機能管理料(Ⅱ)とは、がん患者等の周術期等における歯科医師の包括的な口腔機能の管理等を評価したものといい、具体的には、患者の口腔衛生状態や口腔内の状態等の把握、手術に係る主病及びその治療に関連する口腔機能の変化に伴う日常的な指導等を評価したものという。
- (2) 周術期口腔機能管理を必要とする手術は、次のいずれかに該当する手術をいう。
  - イ) 全身麻酔下で実施される、頭頸部領域、呼吸器領域、消化器領域等の悪性腫瘍の手術
  - ロ) 臓器移植手術又は心臓血管外科手術等
  - ハ) 骨髄移植の手術
- (3) 周術期の口腔機能の管理を実施した場合は、①口腔内の状態の評価、②具体的な実施内容や指導内容、③その他必要な内容を記載した管理報告書を作成し、患者に提供する。ただし、次の場合は、それぞれの管理内容がまとめて記載された管理報告書（追記する形式等をいう。）により作成しても差し支えない。
  - イ) 同月に同一の保険医療機関において、手術前に周術期口腔機能管理料(Ⅰ)を算定した患者に対して、手術前の周術期口腔機能管理料(Ⅱ)を算定する場合。この場合において、周術期口腔機能管理料(Ⅱ)に係る管理を実施した際に管理報告書を提供する。
  - ロ) 同月に同一の保険医療機関において、手術後に周術期口腔機能管理料(Ⅰ)又は周術期口腔機能管理料(Ⅱ)を合計して3回以上算定する場合。この場合において、手術後の1回目の周術期口腔機能管理料に係る管理を実施した際及び当該月に予定する最後の周術期口腔機能管理料に係る管理を実施した際に管理報告書を提供する。
- (4) 患者の状態等に変化が生じた場合は、必要な管理計画の修正を行い、管理報告書にその内容を記載の上、患者に提供する。
- (5) 周術期口腔機能管理料(Ⅰ)及び周術期口腔機能管理料(Ⅱ)は、区分番号B000-5に掲げる周術期口腔機能管理計画策定料に規定する管理計画書に基づき、次の区分に応じて、歯科医師による周術期における口腔機能の管理を行った場合に算定する。なお、当該管理報告書の内容又はその写しを診療録に記載又は添付する。
- (6) (5)の規定に関わらず、歯科診療所の歯科医師が医科歯科併設の病院に入院中の患者に対して、歯科訪問診療を行い当該管理を行う場合は、周術期口腔機能管理料(Ⅰ)により算定する。ただし、入院中の保険医療機関において周術期口腔機能管理料(Ⅱ)を算定する月は算定できない。
- (7) 管理計画書を策定した保険医療機関と周術期口腔機能管理を実施する保険医療機関が異なる場合は、周術期口腔機能管理料(Ⅰ)及び周術期口腔機能管理料(Ⅱ)を算定する際、管理計画書又はその写しを診療録に添付するとともに、当該管理計画書の内容以外に必要な管理事項がある場合は、その要点を診療録に記載する。

- (8) 区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管理料、区分番号B000-8に掲げる周術期口腔機能管理料(III)、区分番号B002に掲げる歯科特定疾患療養管理料、区分番号B004-6に掲げる歯科治療総合医療管理料(I)、区分番号B004-6-2に掲げる歯科治療総合医療管理料(II)、区分番号B006-3-2に掲げるがん治療連携指導料、区分番号C001-3に掲げる歯科疾患在宅療養管理料、区分番号C001-4に掲げる在宅患者歯科治療総合医療管理料(I)、区分番号C001-4-2に掲げる在宅患者歯科治療総合医療管理料(II)、区分番号C001-5に掲げる在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料及び区分番号N002に掲げる歯科矯正管理料を算定している同月において、周術期口腔機能管理料(I)及び周術期口腔機能管理料(II)は、別に算定できない。ただし、同月であっても、手術前に上記管理料を算定し、手術後において周術期口腔機能管理を行う場合は、周術期口腔機能管理料(I)及び周術期口腔機能管理料(II)を算定できる。
- (9) 周術期の口腔機能の管理を行うに当たっては、一連の管理中においては患者の主治の医師と連携し、また、入院中においては主治の医師や日常の療養上の世話をを行う看護師等との間で実施内容や注意事項等の情報の共有に努める。
- (10) 周術期の口腔機能の管理を行うに当たっては、手術前後や放射線治療等の患者の口腔機能の管理を適切に行うため、定期的に周術期の口腔機能の管理に関する講習会や研修会等に参加し、必要な知識の習得に努める。
- (11) 周術期口腔機能管理料(I)及び周術期口腔機能管理料(II)を算定した保険医療機関は、毎年7月1日現在で名称、算定状況等を地方厚生(支)局長に報告する。

**B000-7 周術期口腔機能管理料(II) 手術前 500点 手術後 300点**

- がん等に係る手術を実施する患者の周術期における口腔機能の管理を行うため、歯科診療を実施している病院である保険医療機関において、周術期口腔機能管理計画に基づき、当該手術を実施する同一の保険医療機関に入院中の患者に対して、当該保険医療機関に属する歯科医師が口腔機能の管理を行い、かつ、当該管理内容に係る情報を文書により提供した場合は、当該患者につき、手術前は1回を限度として、手術後は手術を行った日の属する月から起算して3ヶ月以内において、月2回を限度として算定する。
- 周術期口腔機能管理料(II)を算定した月において、区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管理料、区分番号B000-8に掲げる周術期口腔機能管理料(III)、区分番号B002に掲げる歯科特定疾患療養管理料、区分番号B004-6に掲げる歯科治療総合医療管理料(I)、区分番号B004-6-2に掲げる歯科治療総合医療管理料(II)、区分番号C001-3に掲げる歯科疾患在宅療養管理料、区分番号C001-4に掲げる在宅患者歯科治療総合医療管理料(I)、C001-4-2に掲げる在宅患者歯科治療総合医療管理料(II)及び区分番号N002に掲げる歯科矯正管理料は算定できない。

## 通知

- (1) 周術期口腔機能管理料(Ⅰ)及び周術期口腔機能管理料(Ⅱ)とは、がん患者等の周術期等における歯科医師の包括的な口腔機能の管理等を評価したものといい、具体的には、患者の口腔衛生状態や口腔内の状態等の把握、手術に係る主病及びその治療に関連する口腔機能の変化に伴う日常的な指導等を評価したものという。
- (2) 周術期口腔機能管理を必要とする手術は、次のいずれかに該当する手術をいう。
  - イ) 全身麻酔下で実施される、頭頸部領域、呼吸器領域、消化器領域等の悪性腫瘍の手術、
  - ロ) 臓器移植手術又は心臓血管外科手術等
  - ハ) 骨髄移植の手術
- (3) 周術期の口腔機能の管理を実施した場合は、①口腔内の状態の評価、②具体的な実施内容や指導内容、③その他必要な内容を記載した管理報告書を作成し、患者に提供する。ただし、次の場合は、それぞれの管理内容がまとめて記載された管理報告書（追記する形式等をいう。）により作成しても差し支えない。
  - イ) 同月に同一の保険医療機関において、手術前に周術期口腔機能管理料(Ⅰ)を算定した患者に対して、手術前の周術期口腔機能管理料(Ⅱ)を算定する場合。この場合において、周術期口腔機能管理料(Ⅱ)に係る管理を実施した際に管理報告書を提供する。
  - ロ) 同月に同一の保険医療機関において、手術後に周術期口腔機能管理料(Ⅰ)又は周術期口腔機能管理料(Ⅱ)を合計して3回以上算定する場合。この場合において、手術後の1回目の周術期口腔機能管理料に係る管理を実施した際及び当該月に予定する最後の周術期口腔機能管理料に係る管理を実施した際に管理報告書を提供する。
- (4) 患者の状態等に変化が生じた場合は、必要な管理計画の修正を行い、管理報告書にその内容を記載の上、患者に提供する。
- (5) 周術期口腔機能管理料(Ⅰ)及び周術期口腔機能管理料(Ⅱ)は、区分番号B000-5に掲げる周術期口腔機能管理計画策定料に規定する管理計画書に基づき、次の区分に応じて、歯科医師による周術期における口腔機能の管理を行った場合に算定する。なお、当該管理報告書の内容又はその写しを診療録に記載又は添付する。
- (6) (5)の規定に関わらず、歯科診療所の歯科医師が医科歯科併設の病院に入院中の患者に対して、歯科訪問診療を行い当該管理を行う場合は、周術期口腔機能管理料(Ⅰ)により算定する。ただし、入院中の保険医療機関において周術期口腔機能管理料(Ⅱ)を算定する月は算定できない。
- (7) 管理計画書を策定した保険医療機関と周術期口腔機能管理を実施する保険医療機関が異なる場合は、周術期口腔機能管理料(Ⅰ)及び周術期口腔機能管理料(Ⅱ)を算定する際、管理計画書又はその写しを診療録に添付するとともに、当該管理計画書の内容以外に必要な管理事項がある場合は、その要点を診療録に記載する。

- (8) 区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管理料、区分番号B000-8に掲げる周術期口腔機能管理料(III)、区分番号B002に掲げる歯科特定疾患療養管理料、区分番号B004-6に掲げる歯科治療総合医療管理料(Ⅰ)、区分番号B004-6-2に掲げる歯科治療総合医療管理料(Ⅱ)、区分番号B006-3-2に掲げるがん治療連携指導料、区分番号C001-3に掲げる歯科疾患在宅療養管理料、区分番号C001-4に掲げる在宅患者歯科治療総合医療管理料(Ⅰ)、区分番号C001-4-2に掲げる在宅患者歯科治療総合医療管理料(Ⅱ)、区分番号C001-5に掲げる在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料及び区分番号N002に掲げる歯科矯正管理料を算定している同月において、周術期口腔機能管理料(Ⅰ)及び周術期口腔機能管理料(Ⅱ)は、別に算定できない。ただし、同月であっても、手術前に上記管理料を算定し、手術後において周術期口腔機能管理を行う場合は、周術期口腔機能管理料(Ⅰ)及び周術期口腔機能管理料(Ⅱ)を算定できる。
- (9) 周術期の口腔機能の管理を行うに当たっては、一連の管理中においては患者の主治の医師と連携し、また、入院中においては主治の医師や日常の療養上の世話をを行う看護師等との間で実施内容や注意事項等の情報の共有に努める。
- (10) 周術期の口腔機能の管理を行うに当たっては、手術前後や放射線治療等の患者の口腔機能の管理を適切に行うため、定期的に周術期の口腔機能の管理に関する講習会や研修会等に参加し、必要な知識の習得に努める。
- (11) 周術期口腔機能管理料(Ⅰ)及び周術期口腔機能管理料(Ⅱ)を算定した保険医療機関は、毎年7月1日現在で名称、算定状況等を地方厚生(支)局長に報告する。

#### B000-8 周術期口腔機能管理料(III) 190点

- がん等に係る放射線治療、化学療法又は緩和ケアを実施する患者（以下「放射線治療等を実施する患者」という。）の口腔機能を管理するため、歯科診療を実施している保険医療機関において、周術期口腔機能管理計画に基づき、他の保険医療機関又は同一の保険医療機関において放射線治療等を実施する患者に対して、歯科医師が口腔機能の管理を行い、当該管理内容に係る情報を文書により提供した場合は、当該患者につき、区分番号B000-5に掲げる周術期口腔機能管理計画策定料を算定した日の属する月から月1回を限度として算定する。
- 周術期口腔機能管理料(III)を算定した月において、区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管理料、区分番号B000-6に掲げる周術期口腔機能管理料(Ⅰ)、区分番号B000-7に掲げる周術期口腔機能管理料(Ⅱ)、区分番号B002に掲げる歯科特定疾患療養管理料、区分番号B004-6に掲げる歯科治療総合医療管理料(Ⅰ)、区分番号B004-6-2に掲げる歯科治療総合医療管理料(Ⅱ)、区分番号B006-3-2に掲げるがん治療連携指導料、区分番号C001-3に掲げる歯科疾患在宅療養管理料、区分番号C001-4に掲げる在宅患者歯科治療総合医療管理料(Ⅰ)、C001-4-2に掲げる在宅患者歯科治療総合医療管理料(Ⅱ)

及び区分番号N 0 0 2に掲げる歯科矯正管理料は算定できない。

#### 通知

- (1) 機能の管理を実施した場合は、①口腔内の状態の評価、②具体的な実施内容や指導内容、③その他必要な内容を記載した管理報告書を作成し、患者に提供する。ただし、患者の状態に大きな変化がない場合は、少なくとも前回の管理報告書の提供日から起算して3月を超える日までに1回以上提供する。
- (2) その他周術期口腔機能管理料(III)に係る周術期口腔機能管理料(I)及び周術期口腔機能管理料(II)と共に通の項目は、区分番号B 0 0 0 - 6に掲げる周術期口腔機能管理料(I)及び区分番号B 0 0 0 - 7に掲げる周術期口腔機能管理料(II)の例により算定する。

#### 解説

- ① 周管(I)は手術患者の周術期において周術期口腔機能管理計画に基づき周術期口腔機能管理を行った際に算定できます。
- ② この際、周計策定した医療機関以外でも算定可能です。つまり他の医療機関で策定された周計に基づいて行われた周術期管理でも周管の算定ができます。
- ③ 算定は、手術前に1回、手術後は手術を行った月から起算して3か月以内において計3回、同一月の重複算定に制限はありません。
- ④ 平成26年度診療報酬改定より点数が変更され、術前の周管(I)は280点に引き上げ、術後の周管(I)は190点で変更なしとなっていますので注意してください。
- ⑤ 周管(I)、(II)の算定対象となる手術には以下のようないことがあります。
  - ・ 全身麻酔下で実施される悪性腫瘍等の手術
  - ・ 全身麻酔下の心臓血管手術
  - ・ 臓器移植手術(骨髄移植等では全身麻酔でなくても算定可)
- ⑥ 周管(I)、(II)を算定する際には当該管理内容に関する情報を文書(管理報告書)にて提供する必要があります。管理報告書に必要な内容は以下の通りです。
  - ・ 口腔内の状態の評価
  - ・ 具体的な実施内容や指導内容
  - ・ その他必要な内容
- ⑦ 周管(I)、(II)にかかる管理報告書は算定のたびに提供する必要※があります。
- ⑧ ※周管(II)の管理報告書は例外あり

周管(II)の管理報告書に関しては、例外として追記式の管理報告書を用い、以下のような場合に限りまとめて1通の管理報告書でも可となっています。

- イ) 同月に同一の保険医療機関において、手術前に周術期口腔機能管理料(I)を算定した患者に対して、手術前の周術期口腔機能管理料(II)を算定する場合。この場合において、周術期口腔機能管理料(II)に係る管理を実施した際に管理報告書を提供すること。